

6 個別労働紛争 相談件数が8年連続で100万件超

54

厚生労働省は6月8日、「平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況」を発表した。それによると、2015（平成27）年度の総合労働相談件数は103万4,936件（前年度比0.2%増）で、リーマン・ショック以降、8年連続の100万件超えとなり、高止まりが続いている。相談内容では、「民事上の個別労働紛争の相談件数」「助言・指導の申出件数」「あっせんの申請件数」の全てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップとなった。

「いじめ・嫌がらせ」がトップ

都道府県労働局などに設置された総合労働相談センターに寄せられた総合労働相談件数は2015年度で103万4,936件となり、前年度（103万3,047件）より0.2%増加し、8年連続で100万件を超えた。そのうち、労働者と事業主との紛争にあたる民事上の個別労働紛争相談件数は24万5,125件となり、前年度より2.6%増加している。

相談内容を見ると、「いじめ・嫌がらせ」が6万6,566件（22.4%）で、4年連続トップ。次いで「解雇」が3万7,787件（12.7%）、「自己都合退職」が3万7,648件（12.7%）だった。前年度と比べると、「いじめ・嫌がらせ」（前年度比7.0%増）と「自己都合退職」（同8.7%増）が増加する一方、「解雇」（同3.0%減）と「労働条件の引下げ」（同5.8%減）は減少している。

相談者は、「労働者」（求職者を含む）が20万969件（82.0%）と大半を占めており、「事業主」は2万4,507件（10.0%）だった。

相談対象の労働者の就労形態は、「正

社員」が9万2,624件（37.8%）、「パート・アルバイト」が3万9,841件（16.3%）、「期間契約社員」が2万5,732件（10.5%）、「派遣労働者」が1万5,499件（4.3%）となっている。

助言・指導申出件数、あっせん申請件数ともに減少

都道府県労働局長による助言・指導の申出件数は8,925件となり、前年度に比べて5.8%減少した。

申出内容を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが2,049件（21.0%）で最も多く、次いで、「解雇」が1,180件（12.1%）、「自己都合退職」が962件（9.9%）、「労働条件の引下げ」が804件（8.3%）となっている。

前年度と比べると、「いじめ・嫌がらせ」が4.8%増加する一方、「解雇」（9.4%減）、「労働条件の引下げ」（14.6%減）は減少した。

申出人は労働者が8,867件（99.4%）と大半を占め、事業主は58件（0.6%）だった。

紛争の当事者である労働者の就労形態は、「正社員」が4,219件（47.3%）、「パート・アルバイト」が2,117件（23.7%）、「期間契約社員」が1,548件（17.3%）、「派遣労働者」が561件（6.3%）となっている。

他方、当事者間に専門家が入って紛争解決を図るあっせんの2015年度の申請件数は4,775件となり、前年度より4.7%減少した。

申請内容を見ると、「いじめ・嫌がらせ」が1,451件（27.2%）と最も多く、次いで、「解雇」が1,318件（24.7%）、「雇止め」が493件（9.2%）、

「退職勧奨」が368件（6.9%）などとなっている。

前年度と比べると、「退職勧奨」（12.8%減）が減少したものの、「いじめ・嫌がらせ」「雇止め」「自己都合退職」はほぼ前年度並みとなっている。

申請人は労働者が4,683件（98.1%）と大半を占め、事業主は81件（1.7%）、労使双方からの申請は11件（0.2%）だった。

紛争の当事者である労働者の就労形態は、「正社員」が2,273件（47.6%）、「パート・アルバイト」が950件（19.9%）、「期間契約社員」が967件（20.3%）、「派遣労働者」が300件（6.3%）となっている。

助言・指導は概ね1カ月以内、あっせんは2カ月以内に処理

助言・指導の申出のうち、2015年度内に処理したものは8,954件となった。このうち、助言・指導を実施したものは8,616件（96.2%）、申出が取り下げられたものは224件（2.5%）、処理が打ち切られたものは92件（1.0%）となった。

年度内に処理された8,954件のうち、1カ月以内の処理は8,874件（99.1%）となっており、助言・指導は概ね1カ月以内に処理されている。

一方、あっせんの申請では、2015年度内に処理した4,679件のうち、1カ月以内に処理したものが2,113件（45.2%）、1カ月を超えて2カ月以内に処理したものが2,101件（44.9%）となっている。あっせんは2カ月以内に90.1%が処理されている。

（調査・解析部）